事業者及び県民等からの意見結果

1 事業者等からの意見

(1) 訪問による聞き取り(令和6年6月21日から8月2日) 関係団体8者、最終処分場設置者8者、中間処理業者6者、排出事業者1者及び仙台市に対して聞き取りを行った。

(2) 主な意見に対する県の考え方

※産業廃棄物税の課税期間を延長することについては、全訪問先において「異存なし」であった。

No	主な意見	県の考え方
1	税制度、税の使途及び事業効果等についての広報・PR	今年度から、各充当事業の実施内容、目標、実績をまとめた概要書を作成し、県のウェブ
	が不足している。	ページに掲載するとともに、取組全体の指標となる産業廃棄物の排出量、リサイクル率、最
		終処分率及び不法投棄件数についてウェブページに掲載することとしました。また、県民向
		けには、今年度のみやぎ県政だより 11・12 月号において、税制度や主な事業を紹介する特
		集記事を掲載する予定としております。
		今後も、パンフレットや各種広報媒体によるPRなど、効果的な周知方法について引き続
		き検討を進めてまいります。
	税を負担している排出事業者が直接活用できる補助事業	事業者支援の取組の一つとして、産業廃棄物の3Rに関する設備導入や研究開発等に対
	を充実して欲しい。	する事業者への助成を行っているほか、環境産業コーディネーターを県内各地域へ派遣し、
2		事業者の3Rに関する課題解決の支援を行っております。
2		今後は、排出事業者への企業訪問時の聞き取りなどをとおして、そのニーズを更に把握す
		るとともに、現在実施している事業者支援の取組を幅広く活用していただけるよう、関係団
		体の協力も得ながら、事業のPRに力を入れてまいります。
	最終処分場に持ち込む前に、分別を徹底することや適切	現在、産業廃棄物の適正処理に関する出前講座や、建設リサイクル法、廃棄物処理法等に
	に中間処理を実施(委託)することなど、排出事業者等に対	関する講習会をとおして、排出事業者の意識醸成と適正処理の推進に取り組んでおります。
3	するリサイクル・適正処理の意識醸成にもっと力を入れて	また、中間処理に対する理解促進も重要であることから、県内事業者を紹介する「みやぎ
	欲しい。	リサイクル事業者ガイド」や、中間処理業者による施設見学コース等の整備費助成により、
		その理解促進に努めてまいります。

		公共関与最終処分場への搬入料金が安いことが、3R推	産業廃棄物の品目によっては、中間処理料金よりも最終処分料金の方が安価となってい
		進の妨げになっているのではないか。	る場合もあることから、処理料金を理由に最終処分に誘導されることがないよう、県として
			も課題認識を持って取り組んでまいります。
	4		現在、整備が進められている新たな公共関与最終処分場は、令和9年度中の供用開始を予
			定しているところですが、その料金設定の在り方については、事業主体である公益財団法人
			宮城県環境事業公社において、県内の中間処理料金相場との比較も含めて十分検討される
			よう、県としても協議を行ってまいります。
		新しい公共関与最終処分場の整備に産業廃棄物税を充当	産業廃棄物の3Rに資する施設整備や研究開発への助成、排出事業者に対する分別など
5		するのであれば、民間最終処分場の整備にも充当するべき	の意識醸成、排出事業者と再資源化事業者とのマッチング支援等をとおしてリサイクルを
	5	ではないか。	促進し、最終処分量を削減する取組を進めております。また、今後も、産業廃棄物最終処分
			場における周辺地域との共生事業への助成等により、最終処分場への理解促進、イメージア
			ップに繋がる取組を支援してまいります。

2 パブリックコメント

(1) 令和6年7月9日から9月30日まで県民等から意見を募集した結果、2者から2件の意見が寄せられた。

(2) 意見と県の考え方

No.	意見等	県の考え方
	産廃税を導入した平成17年度以降の各年度の税収入総	産廃税収入は、徴税費用を除いた金額を「産業廃棄物税基金」に積み立てた上で、毎年、
	額と支出総額及び残繰越額、さらに、各種充当事業、スキー	必要な事業に充当しており、また、決算による執行残額は当該基金に積み戻し、翌年度以
	ム、補助金の採択先(個人名・企業名・団体名)を明示して	降の事業に充当しております。
	ください。	産業廃棄物税基金に関する税収、産業廃棄物税活用事業への充当額、基金残高について
	また、産業廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用、適正処	は、「産業廃棄物の在り方について」の <u>検討案</u> として下記のウェブページで公開しておりま
1	理対策、その他の各事業区分について、予算執行の内訳を明	すので、「 <u>産業廃棄物税検討資料</u> 」の2ページ目をご参照ください。
1	示してください。	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/junkan/sanpaizeiarikata_r6.html#kento
		また、平成17年度以降の各年度の税収、産業廃棄物税活用事業の概要及び各事業の実績報
		告書について、下記のウェブページで公開しておりますので、併せてご参照ください。
		https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/junkan/sanpaizei.html
		なお、各事業における補助事業の採択先等の詳細につきましては、実績報告書に記載の事業
		担当部署へお問い合わせください。

		今後も、産業廃棄物税基金の状況及び産業廃棄物税活用事業等について、県民の皆様のご理解が得られるよう、分かりやすい情報公開に努めてまいります。
2	宮城県様におきましては、宮城県環境生活部循環型社会推進課を通じて、HP等で3R推進、不法投棄防止のために啓蒙活動を幅広く行っていることを公表し、適切に活用されていることを確認しました。 物価高、燃料費高騰が続いており、経営的観点からは楽な状況ではないけれども、産業廃棄物税の継続については理解できるものだと考えております。	キュラーエコノミーの考え方を取り入れ、環境面だけでなく経済面においても持続可能な循環型社会の形成に向け、事業内容を検討してまいります。